

第 271 回群馬県私立学校審議会の開催について

私立学校法第 7 条第 1 項の規定により諮問された事項について、次のとおり審議します。

1 日 時 令和 7 年 1 月 11 日 (木) 14 時 00 分から

2 場 所 県庁舎 29 階 第一特別会議室

3 議 題

諮問事項

第 1 号議案 私立専修学校の設置者変更認可
(前橋東看護学校)

4 会議の傍聴

会議は原則として公開します。

ただし、会議の中で非公開の議決をした事項の審議は非公開とします。

5 傍聴人の定員 5 人

6 傍聴手続

会議開会 30 分前から、先着順に、会場前の傍聴人受付に備える傍聴人名簿に
氏名及び住所を記入してください。

7 問い合わせ先

群馬県生活こども部私学・青少年課私学振興係 電話 027-226-2142